

◎佐賀県条例第4号

佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を<u>定める</u>ことを目的とする。</p> <p>2 前項の旅費に関して、他の条例に特別の定めがある場合を除く外、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）<u>・子・父・母・孫・</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を<u>定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>2 前項の旅費に関して、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。第9条及び第24条において同じ。）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>家族</u> 職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。</u>）、</p>

改正前	改正後
<p><u>祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(6) <u>遺族 職員の配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u></p> <p>2 略 (職務の級)</p> <p>第2条の2 <u>この条例において「何級の職務」という場合には、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び同表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の<u>一</u>に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張、又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には当該職員の遺族</p>	<p><u>子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p>(6) <u>遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u></p> <p>(7) <u>職務の級 佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が知事に協議して定める行政職給料表による職務の級に相当するものをいう。</u></p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号及び次項並びに第26条において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には当該職員</p> <p>(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には当該職員の遺族</p>

改正前	改正後
<p>(3)・(4) 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第2号及び第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由に<u>因り退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除く外、<u>県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p> <p>6 第1項、第2項、<u>第4項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で知事の定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。（旅行命令等）</u></p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」とい</u></p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号、第2号若しくは第4号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれに準ずる事由により退職等となったときは、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、<u>県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。</u></p> <p>6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。次条及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合<u>その他知事が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で知事が定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が定める金額を旅費として支給することができる。（旅行命令等）</p> <p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければな</u></p>

改正前	改正後
<p>う。)によって行われなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、<u>公務の円滑な遂行を図ることができない場合</u>で、<u>且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等</u>を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を取り消し、又は変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを取り消し、又は変更することができる</u>。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを取り消し、若しくは変更するには、<u>旅行命令簿又は旅行依頼簿</u>（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを取り消し、若しくは変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に知事が定める旅行について、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを取り消し、若しくは変更することができる。</p> <p>6 略 (旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができる。</p>	<p>らない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、<u>旅行命令等</u>を発することができる。</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、<u>前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる</u>。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、<u>旅行命令簿又は旅行依頼簿</u>（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に知事が定める旅行について、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。</p> <p>6 略 (旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行すること</p>

改正前	改正後
<p>きない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、<u>旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p>3 略 (旅費の種類)</p> <p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</u></p> <p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃、実費額又は1キロメートル当りの定額により支給する。</u></p> <p>6 <u>旅行諸費は、目的地内における移動に係る費用（以下「地域内交通費」という。）及び通信連絡に係る費用（第24条第4号において「通信連絡費」という。）について、それぞれ旅行中の日数及び旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った日数に応じ1日当りの定額により支給する。</u></p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</p>	<p>ができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに<u>旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p>3 略 (旅費の種目及び内容)</p> <p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次章の定めるところによる。</u></p>

改正前	改正後
<p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p> <p>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p> <p>12 第23条第1項に規定する旅行については、<u>第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費として支給する。</u> (旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の<u>旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>第7条の2 旅費計算上の旅行日数は、<u>第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</u></p> <p>2 <u>前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p>3 <u>第3条第2項(第3号を除く。)の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により</u></p>	<p>2 第23条第1項に規定する旅行については、<u>前項に規定する旅費に代え、日額旅費を支給する。</u> (旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条で定める種目及び次章で定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。</u></p>

改正前	改正後
<p>計算した日数による。</p> <p>第8条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行諸費（地域内交通費に限る。）及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</p> <p>第9条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</p> <p>第10条 1日の旅行において宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。</p> <p>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車</p>	<p>第8条 削除</p> <p>（在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）</p> <p>第9条 在勤公署又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p>2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p>第10条 削除</p> <p>（年度経過等による区分）</p> <p>第11条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれら</p>

改正前	改正後
<p>賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>第2章 旅費 （鉄道賃）</p> <p>第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) その乗車に要する運賃</p> <p>(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>(3) 知事等の職務にある者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</p>	<p>に相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。</p> <p>第2章 旅費の内容 （鉄道賃）</p> <p>第13条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他知事が定めるものをいう。次項及び第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 特別車両料金（知事等に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</p>

改正前	改正後
<p>3 <u>第1項第4号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。</u> (船賃)</p> <p>第14条 <u>船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 知事等の職務にある者については、上級の運賃</u> <u>イ 9級以下の職務にある者については、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 知事等の職務にある者については、上級の運賃</u> <u>イ 9級以下の職務にある者については、下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>知事等の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、</u></p>	<p>(船賃)</p> <p>第14条 <u>船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他知事が定めるものをいう。次項及び第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金（知事等に限る。）</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、公共交通機関を利用することができないときは、その実費額又は1キロメートルにつき37円のいずれか多い額とする。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、前2項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。</u></p> <p>4 <u>1キロメートル当りの定額により支給する車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>5 略 (旅行諸費)</p> <p>第17条 <u>旅行諸費の額は、次項及び第3項に規定する額を合計した額とする。</u></p>	<p><u>自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用する移動に要する費用(第4号の賃料を除く。)</u></p> <p>(3) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(第1号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第2号の費用の額は、1キロメートルにつき20円とし、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 略 (旅行諸費)</p> <p>第17条 <u>旅行諸費は、目的地内における移動に係る費用(次項において「地域内交通費」という。)及び通信連絡に係る費用(第3項及び第24条第4号において「通信連絡費」という。)とし、その額は、次項及び第3項に規定する額の合計額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 公共交通機関を利用する旅行の場合は、<u>地域内交通費として別表第1の額を支給する。</u></p> <p>3 公務上の必要により旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った場合は、1日につき100円を支給する。 (宿泊料)</p> <p><u>第18条</u> 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</p> <p>2 水路旅行及び航空旅行についての宿泊料は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。 (部隊出動の旅費)</p> <p><u>第18条の2</u> 警察職員が、警備訓練又は騒じょう、災害その他の緊急事態における鎮圧のため、部隊として旅行する場合において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、1級の職務にある者の宿泊料の2分の1に相当する額による。</p>	<p>2 公共交通機関を利用する旅行の場合は、<u>地域内交通費として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>県内旅行の場合</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 知事等 1日につき750円</p> <p>イ 職務の級が9級以下の職員 1日につき550円</p> <p>(2) <u>県内旅行以外の場合</u> 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 知事等 1日につき1,500円</p> <p>イ 職務の級が9級以下の職員 1日につき1,100円</p> <p>3 公務上の必要により旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った場合は、<u>通信連絡費として1日につき100円を支給する。</u> (宿泊費)</p> <p><u>第18条</u> 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>地域の実情及び旅行者の職務を勘案して知事が定める額(次項及び次条において「宿泊費基準額」という。)</u>とする。ただし、<u>当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>2 <u>宿泊費基準額は、1夜につき50,000円を超えてはならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 警察職員が前項の職務執行のため、夜間従務し翌日にわたり引き続き5時間以上にわたる場合には、1級の職務にある者の宿泊料の2分の1に相当する額を支給することができる。</p> <p><u>(食卓料)</u></p> <p>第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</p> <p><u>(移転料)</u></p> <p>第20条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養家族を移転する場合には、前号に規定す</p>	<p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p>第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第19条の2 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して知事が定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>2 前項の知事が定める1夜当たりの定額は、1夜につき3,000円を超えてはならない。</p> <p><u>(転居費)</u></p> <p>第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して知事が定める方法により算定される額とする。</p>

改正前	改正後
<p><u>る額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u></p> <p>2 <u>前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異るときは、同号の額は扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u> <u>（着後手当）</u></p> <p>第21条 <u>着後手当の額は、知事等にあつては15,000円に、9級以下の職務にある者にあつては11,000円にそれぞれ赴任に伴い住所又は居所を移転した地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額を加えた額による。</u></p> <p>2 <u>警察職員が県内の赴任に伴い住所又は居所を移転した場合における着後手当の額については、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額による。</u></p> <p>(1) <u>新在勤地に到着後直ちに公舎を利用できる場合又は交番、駐在所若しくは自宅に入る場合には、4,400円に宿泊料定額の2夜分に相当する額を加えた額</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する以外の場合で、赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満のときは、6,600円に宿泊料定額の3夜分に相当する額を加えた額</u> <u>（扶養親族移転料）</u></p> <p>第22条 <u>扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</u></p>	<p><u>（着後滞在費）</u></p> <p>第21条 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>（家族移転費）</u></p> <p>第22条 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</p> <p>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定による旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する</p>	<p>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事</p>

改正前	改正後
<p>場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、<u>その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。</u></p> <p>(日額旅費)</p> <p>第23条 次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費の支給を適当と認めて任命権者が指定した場合には、<u>第6条第1項に掲げる旅費に代えて、日額旅費を支給する。</u>この場合において、任命権者が特に必要があると認めるときは、目的地までに要する職務相当の旅費を支給することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</p> <p>2 略</p> <p>(近距離旅行の旅費)</p> <p>第24条 在勤公署又は住所若しくは居所からの路程が8キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1に定める<u>宿泊料</u></p> <p>(2) 職員が、県の公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第2の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨</p>	<p>情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(日額旅費)</p> <p>第23条 次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費の支給を適当と認めて任命権者が指定した場合には、日額旅費を支給する。この場合において、任命権者が特に必要があると認めるときは、目的地までに要する職務相当の旅費を支給することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</p> <p>2 略</p> <p>第3章 雑則</p> <p>(近距離旅行の旅費)</p> <p>第24条 在勤公署からの路程が8キロメートル未満の旅行については、旅費は支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、<u>宿泊費の支給額に相当する額</u></p> <p>(2) 職員が、県の公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、<u>転居費、着後滞在費及び家族移転費の支給額に相当する額</u></p>

改正前	改正後
<p>てるものとする。</p> <p>(3) 県内の在勤公署又は住所若しくは居所から県内の目的地に旅行する場合（同一地域内において旅行する場合を含む。）において、現に公共交通機関を利用するときは、当該公共交通機関の旅客運賃に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(4) 第17条第3項の規定に該当する場合には、旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った日数に応じた額の通信連絡費</p> <p>（目的地内の旅行の旅費）</p> <p>第25条 目的地内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行諸費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p> <p>（退職者等の旅費）</p> <p>第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）</p>	<p>(3) 県内の在勤公署から県内の目的地に旅行する場合（同一市町内において旅行する場合を含む。）において、現に公共交通機関を利用するときは、当該公共交通機関の運賃に係る鉄道賃、船賃又はその他の交通費の額に相当する額</p> <p>(4) 第17条第3項の規定に該当する場合には、旅行中に旅行者が費用を負担し通信連絡を行った日数に応じた通信連絡費の額に相当する額</p> <p>（目的地内の旅行の旅費）</p> <p>第25条 目的地内における旅行については、鉄道賃、船賃及びその他の交通費は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行諸費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又はその他の交通費を支給する。</p> <p>（退職者等の旅費）</p> <p>第26条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が知事等であった場合は、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p>2 略</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第27条 <u>第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u></p>	<p>(2) <u>職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第2号又は前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同号又は同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第27条 <u>第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費</u></p> <p><u>ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u></p> <p><u>イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げ</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職相当の旅費</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>第28条 削除</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第29条 <u>旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないこ</u></p>	<p><u>る旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）</u></p> <p>2 略</p> <p>(旅費の支給額の上限)</p> <p>第28条 <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第29条 <u>旅行命令権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>る法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定」とする。</p>	

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（旅行命令等に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の佐賀県職員等の旅費に関する条例（以下この項から第5項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の佐賀県職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
（退職者等に関する経過措置）
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
（旅費の支給に関する経過措置）
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けられる場合については、なお従前の例による。
（旅費の返納に関する経過措置）
- 5 新条例第30条の2の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
（佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例の一部改正）
- 6 佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例（昭和22年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第2条 旅費の額は、次のとおりとする。 <u>旅費額 県の行政職1級の職務にある者の受ける旅費に相当する額</u>	第2条 旅費の額は、職務の級が県の行政職1級の者の受ける旅費に相当する額とする。

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 7 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																												
別表第3 （第7条関係） 旅費及び費用弁償額表	別表第3 （第7条関係） 旅費及び費用弁償額表																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収用委員会委員</td> <td><u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会委員</td> <td><u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会委員</td> <td><u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>公害審査会委員</td> <td><u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>土地利用審査会委員</td> <td><u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	旅費額	略		収用委員会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>	海区漁業調整委員会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>	内水面漁場管理委員会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>	公害審査会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>	土地利用審査会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収用委員会委員</td> <td><u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>海区漁業調整委員会委員</td> <td><u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>内水面漁場管理委員会委員</td> <td><u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>公害審査会委員</td> <td><u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> <tr> <td>土地利用審査会委員</td> <td><u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	旅費額	略		収用委員会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>	海区漁業調整委員会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>	内水面漁場管理委員会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>	公害審査会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>	土地利用審査会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>
職名	旅費額																												
略																													
収用委員会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
海区漁業調整委員会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
内水面漁場管理委員会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
公害審査会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
土地利用審査会委員	<u>9級の職務にある職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
職名	旅費額																												
略																													
収用委員会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
海区漁業調整委員会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
内水面漁場管理委員会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
公害審査会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
土地利用審査会委員	<u>職務の級が9級の職員の受ける旅費に相当する額</u>																												
備考 「9級の職務」とあるのは、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第3条第1項第1号に規定する行政	備考 「職務の級が9級」とあるのは、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）第3条第1項第1号に規定す																												

改正前	改正後
職給料表により定められた当該級の職務をいうものとする。	る行政職給料表により定められた当該級をいうものとする。

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例の一部改正)

8 佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(準用)</p> <p>第2条 職員の旅費については、佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号。以下「県職員旅費条例」という。）を準用する。この場合において、県職員旅費条例中「<u>何級の職務</u>」という場合には、教育委員会が知事に協議して定める中学校・小学校教育職給料表の当該職務の級に相当する行政職給料表の級<u>の職務</u>をいうものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第2条 職員の旅費については、佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号。以下「県職員旅費条例」という。）を準用する。この場合において、県職員旅費条例中「<u>職務の級が何級</u>」という場合には、教育委員会が知事に協議して定める中学校・小学校教育職給料表の当該職務の級に相当する行政職給料表の級をいうものとする。</p>